

1 自家広告物（本線）	第一種許可地域	西毛広域幹線道路（安中工区） 景観誘導地域（案）																	
対象		本線の中心線から100m以内にある広告物で、本線に向けている広告物																	
色彩等	規制なし	○色数5色以内 ・色相Nを除く ・色数にはイラストを含む ※写真は広告面の1/2以内																	
光源の点滅	規制なし	不可																	
総表示面積	<table border="1" data-bbox="529 539 977 853"> <tr> <td colspan="2">一般の施設の場合</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">商業施設等</td> <td rowspan="6">延床面積</td> <td>2千㎡以下</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td>2千㎡以上</td> <td>150㎡以下</td> </tr> <tr> <td>5千㎡以下</td> <td>200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>5千㎡以上</td> <td>250㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10千㎡以下</td> <td>300㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10千㎡以上</td> <td>300㎡以下</td> </tr> </table>	一般の施設の場合		100㎡以下	商業施設等	延床面積	2千㎡以下	100㎡以下	2千㎡以上	150㎡以下	5千㎡以下	200㎡以下	5千㎡以上	250㎡以下	10千㎡以下	300㎡以下	10千㎡以上	300㎡以下	第一種許可地域の半分以下
一般の施設の場合		100㎡以下																	
商業施設等	延床面積	2千㎡以下	100㎡以下																
		2千㎡以上	150㎡以下																
		5千㎡以下	200㎡以下																
		5千㎡以上	250㎡以下																
		10千㎡以下	300㎡以下																
		10千㎡以上	300㎡以下																
電光掲示板等	<p>○建築物及び建築物敷地を利用するもの</p> <table border="1" data-bbox="430 975 1064 1329"> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>建植する場合</td> <td>上端の地上からの高さ5m以下</td> </tr> <tr> <td>建植以外</td> <td>上端の地上からの高さ7m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表示面積</td> <td colspan="2">車道端からの後退距離が5m未満の場合： 一面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">" 5m未以上10m満の場合： 一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">" 10m以上場合： 一面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の壁面から突き出して設置する場合： 上記にかかわらず、3㎡以下、かつ合計6㎡以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)</td> </tr> </table> <p>※空き地に建植するものに関しては別途基準あり</p>	高さ	建植する場合	上端の地上からの高さ5m以下	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下	表示面積	車道端からの後退距離が5m未満の場合： 一面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下		" 5m未以上10m満の場合： 一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下		" 10m以上場合： 一面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下		建築物の壁面から突き出して設置する場合： 上記にかかわらず、3㎡以下、かつ合計6㎡以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)		<div style="background-color: #cccccc; padding: 10px; text-align: center;">設置不可</div>
高さ	建植する場合		上端の地上からの高さ5m以下																
	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下																	
表示面積	車道端からの後退距離が5m未満の場合： 一面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下																		
	" 5m未以上10m満の場合： 一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下																		
	" 10m以上場合： 一面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下																		
	建築物の壁面から突き出して設置する場合： 上記にかかわらず、3㎡以下、かつ合計6㎡以下																		
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)																		

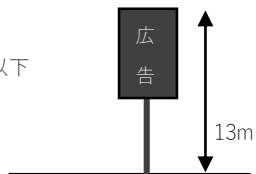
1 自家広告物（本線）

第一種許可地域

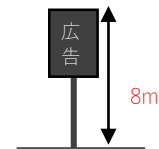
西毛広域幹線道路（安中工区）
景観誘導地域（案）

建植広告物
（広告板・広告塔）

表示面積：一面15.0m²以下
高さ：高さ13.0m以下

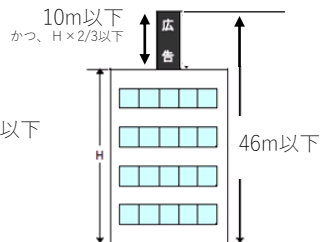


表示面積：一面15.0m²以下
高さ：高さ8.0m以下



屋上広告物

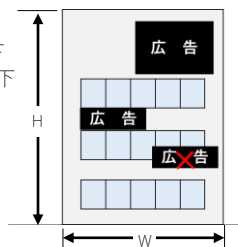
表示面積：一面25m²以下



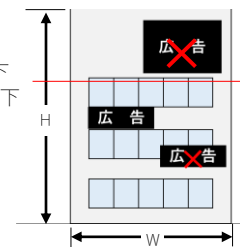
設置不可

壁面広告物

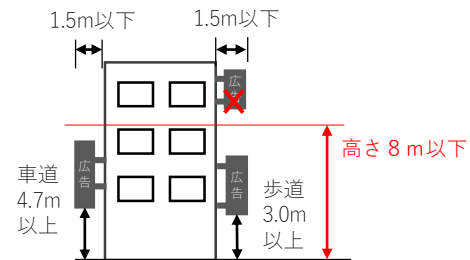
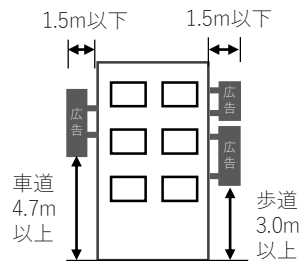
壁面（H×W）の1/3以下
かつ、広告物1面25m²以下



壁面（H×W）の1/3以下
かつ、広告物1面25m²以下



突出広告物



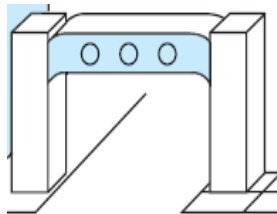
1 自家広告物（本線）

第一種許可地域

西毛広域幹線道路（安中工区）
景観誘導地域（案）

アーチ広告物

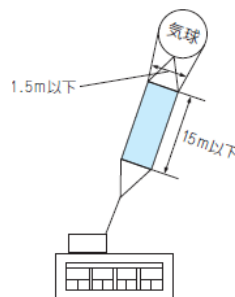
下端高さ
歩道上：3m以上
車道上：4.7m以上



設置不可

アドバルーン
（短期広告物（許可
期間2か月以内））

広告物長さ：15m以下
幅：1.5m以下



設置不可

※その他の広告物は、従前の許可基準に従う。

2 非自家広告物
(本線)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路(安中工区)
景観誘導地域(案)

対象

本線の中心線から100m以内にある広告物で、本線に向けている広告物

色彩等

規制なし

○色数5色以内
・色相Nを除く
・色数にはイラストを含む
※写真は広告面の1/2以内

光源の点滅

規制なし

不可

建植広告物
(広告板・広告塔)

○道路沿線

道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積
5m未満	設置不可	設置不可	設置不可
5m~10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡
10m~20m未満	5m	7㎡	14㎡
20m~30m未満	5m	15㎡	30㎡
30m~40m未満	7m	20㎡	40㎡
40m以上	10m	30㎡	60㎡

○鉄道沿線

鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積
50m未満	設置不可	設置不可	設置不可
50m未満以上	10m	30㎡	60㎡

設置不可

建植広告物
(案内誘導広告物)

表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 一面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下(表裏で) 集合で表示する場合は、一面10㎡以下(一つの目的地の広告は3.3㎡以下)、合計20㎡以下
高さ	5m以下
範囲及び個数	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以下以内 一つの交差点付近に3個以下
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以下であること。
交差点からの距離等	交差点から5m以上離れる。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと

左記同様

2 非自家広告物
(本線)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路(安中工区)
景観誘導地域(案)

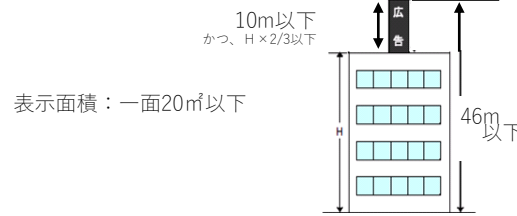
○建築物及び建築物敷地利用するもの

高さ	建植する場合	上端の地上からの高さ5m以下
	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下
表示面積	車道端からの後退距離が5m未満の場合： 一面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下	
	// 5m未以上10m満の場合： 一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下	
	// 10m以上場合： 一面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下	
	建築物の壁面から突き出して設置する場合： 上記にかかわらず、3㎡以下、かつ合計6㎡以下	
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)	

※空き地に建植するものに関しては別途基準あり

設置不可

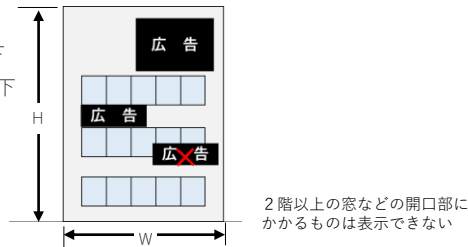
屋上広告物



設置不可

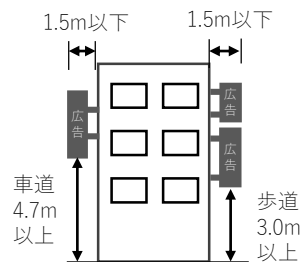
壁面広告物

壁面(H×W)の1/3以下
かつ、広告物1面20㎡以下



設置不可

突出広告物



設置不可

2 非自家広告物
(本線)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路(安中工区)
景観誘導地域(案)

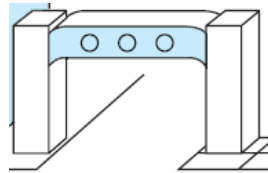
電柱広告物

袖付 広告物	高さ	車道上	地面から4.7m以上
		その他	地面から3m以上
	出幅	0.6m以下	
	長さ	1.2m以下	
	表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に取り付けること。	
	個数	1個	
巻付 広告物	高さ	1.2m以上	
	長さ	1.5m以下	
	個数	2個以下	

設置不可

アーチ広告物

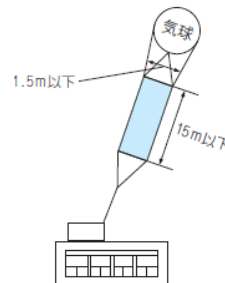
下端高さ
歩道上：3m以上
車道上：4.7m以上



設置不可

アドバルーン
(短期広告物(許可
期間2か月以内))

広告物長さ：15m以下
幅：1.5m以下



設置不可

※その他の広告物は、設置不可

3 自家広告物
(一般道)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路(安中工区)
景観誘導地域(案)

対象

本線の中心線から両側100m以内にある
広告物で、一般道に向けている広告物

色彩等

規制なし

規制なし

光源の点滅

規制なし

規制なし

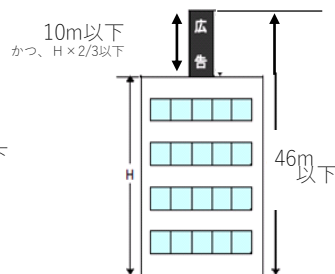
総表示面積

一般の施設の場合		100㎡以下	
商業 施設 等	延 床 面 積	2千㎡以下	100㎡以下
		2千㎡以上	150㎡以下
		5千㎡以下	
		5千㎡以上	200㎡以下
		10千㎡以下	
		10千㎡以上	250㎡以下
		15千㎡以下	
15千㎡以上	300㎡以下		

左記同様

屋上広告物

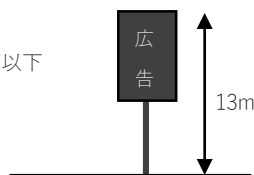
表示面積：一面20㎡以下



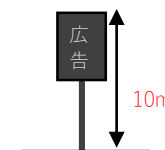
設置不可

建植広告物
(広告板・広告塔)

表示面積：一面15.0㎡以下
高さ：高さ13.0m以下



表示面積：一面15.0㎡以下
高さ：高さ10.0m以下



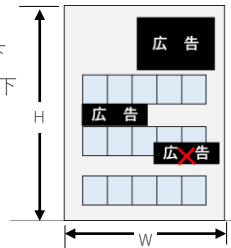
3 自家広告物
(一般道)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路(安中工区)
景観誘導地域(案)

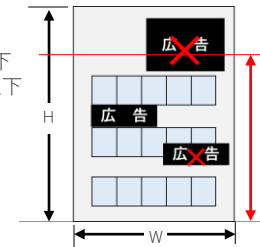
壁面広告物

壁面(H×W)の1/3以下
かつ、広告物1面25㎡以下



2階以上の窓などの開口部
にかかるものは表示できない

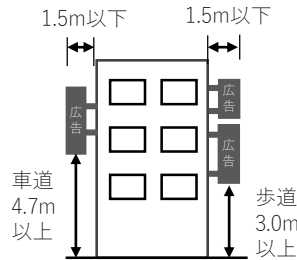
壁面(H×W)の1/3以下
かつ、広告物1面25㎡以下



高さ10m以下

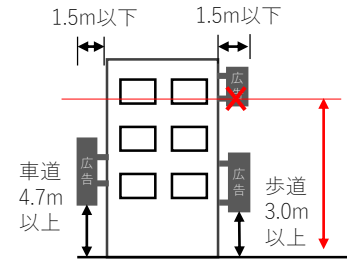
2階以上の窓などの開口部
にかかるものは表示できない

突出広告物



車道
4.7m
以上

歩道
3.0m
以上



高さ10m以下

電光掲示板等

○建築物及び建築物敷地利用するもの

高さ	建植する場合	上端の地上からの高さ5m以下
	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下
表示面積	車道端からの後退距離が5m未満の場合：	
		一面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下
		5m未以上10m満の場合：
		一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下
表示方法	10m以上場合：	
		一面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下
	建築物の壁面から突き出して設置する場合：	
		上記にかかわらず、3㎡以下、かつ合計6㎡以下
表示方法		交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)

左記同様

※空き地に建植するものに関しては別途基準あり

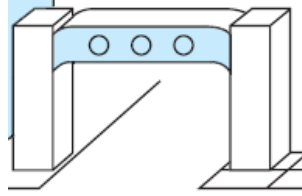
3 自家広告物
(一般道)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路(安中工区)
景観誘導地域(案)

アーチ広告物

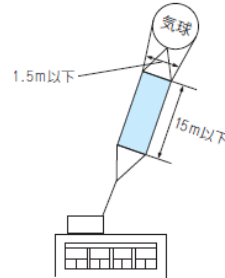
下端高さ
歩道上：3m以上
車道上：4.7m以上



設置不可

アドバルーン
(短期広告物(許可
期間2か月以内))

広告物長さ：15m以下
幅：1.5m以下



設置不可

※その他の広告物は、従前の基準に従う。

4 非自家広告物
(一般道)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路(安中工区)
景観誘導地域(案)

対象

本線の中心線から両側100m以内にある
広告物で、一般道に向けている広告物

色彩等

規制なし

規制なし

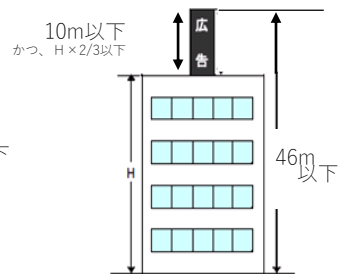
光源の点滅

規制なし

規制なし

屋上広告物

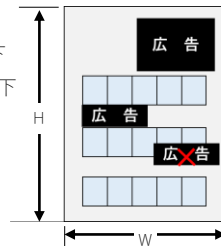
表示面積：一面20㎡以下



設置不可

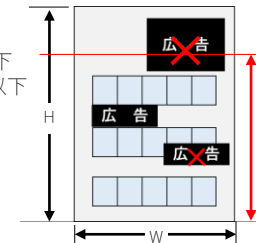
壁面広告物

壁面 (H×W) の1/3以下
かつ、広告物1面20㎡以下



2階以上の窓などの開口部
にかかるものは表示できない

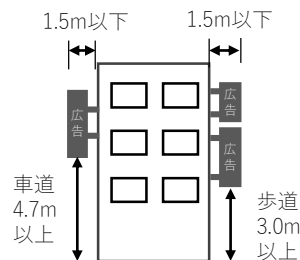
壁面 (H×W) の1/3以下
かつ、広告物1面3.3㎡以下



高さ10m以下

2階以上の窓などの開口部
にかかるものは表示できない

突出広告物



設置不可

4 非自家広告物
(一般道)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路
景観誘導地域(案)

○建築物及び建築物敷地を利用するもの

高さ	建植する場合	上端の地上からの高さ5m以下
	建植以外	上端の地上からの高さ7m以下
表示面積	車道端からの後退距離が5m未満の場合： 一面3㎡以下、かつ、合計6㎡以下	
	〃 5m未以上10m満の場合： 一面6㎡以下、かつ、合計12㎡以下	
	〃 10m以上場合： 一面12㎡以下、かつ、合計24㎡以下	
	建築物の壁面から突き出して設置する場合： 上記にかかわらず、3㎡以下、かつ合計6㎡以下	
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)	

※空き地に建植するものに関しては別途基準あり

設置不可

電光掲示板等

○道路沿線

道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積
5m未満	設置不可	設置不可	設置不可
5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡
10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡
20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡
30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡
40m以上	10m	30㎡	60㎡
○鉄道沿線			
鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積
50m未満	設置不可	設置不可	設置不可
50m未満以上	10m	30㎡	60㎡

設置不可

建植広告物
(広告板・広告塔)

○鉄道沿線

建植広告物
(案内誘導広告物)

表示面積	・一面3.3㎡以下、合計6.6㎡以下(表裏で) ・集合で表示する場合は、一面10㎡以下(一つの目的地の広告は3.3㎡以下)、 合計20㎡以下
高さ	5m以下
範囲及び個数	・目的地から直線距離で10km以下以内 ・一つの交差点付近に3個以下
表示内容	・施設や場所への誘導を目的としていること ・名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以下であること。
交差点からの距離等	交差点から5m以上離れる。
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと

左記同様

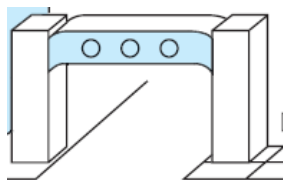
4 非自家広告物
(一般道)

第一種許可地域

西毛広域幹線道路
景観誘導地域(案)

アーチ広告物

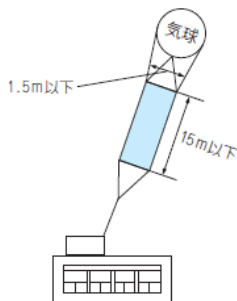
下端高さ
歩道上：3m以上
車道上：4.7m以上



設置不可

アドバルーン
(短期広告物(許可
期間2か月以内))

広告物長さ：15m以下
幅：1.5m以下



設置不可

※その他の広告物は、従前の基準に従う。